

奈良県告示第五十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年六月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 徴収を委託した歳入

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）別表第四の十六に規定する奈良公園バスターミナルレクチャーホールに係る使用料

二 受託者の名称及び所在地

名称 株式会社JTB奈良支店

所在地 奈良市大宮町三の四の二九 大宮西田ビル七階

三 委託事務の取扱期間

令和三年四月一日から令和六年二月二十九日まで